事業再構築補助金

電子申請にあたってご注意いただくこと

内容に関してご不明点等がございましたら、事業再構築補助金事務局コールセンターにご連絡ください。

受 付 時 間:9:00~18:00 (日・祝日を除く)

電 話 番 号: <ナビダイヤル> 0570-012-088

<IP電話用> 03-4216-4080

事業再構築補助金事務局

<はじめに>

事業再構築補助金において、申請時に提出された書類の不備等によって申請要件を満たさなかった申請が多くありました。

申請される方の書類等の不備を未然に防止することを目的として、電子申請時に必ずご確認をいただきたい事項をまとめましたので、ご確認ください。

<要件を満たさなかった申請の事例>

事例①:売上高減少要件に必要な月別売上高が証明する書類が添付されていない。

売上高減少として選択された年月とは異なる年月の書類が添付されている。

事例②:「認定経営革新等支援機関による確認書」に記載された法人名等が申請者と異なる。

認定経営革新等支援機関ではなく、申請者名で確認書が作成されている。

事例③:経済産業省ミラサポplusからの「事業財務情報」が添付されていない。

事例④:添付された書類にパスワードがかかっている、ファイルが破損している。

【 目 次 】

Ē	第3	回公募からの主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
Š	第5	回公募からの主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
	1.	売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• Рб
	1.	売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P7
	1.	売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P8
(法	人	.)	
	1.	売上高減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
,	2.	売上高減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
(個	人	事業主)	
	3.	売上高減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
•	4.	売上高減少について添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18

(法人/個人事業主 共通)

4'.	付加価値額減少について添付が必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 21
5.	売上高減少を証明する書類を代替する場合に添付が必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
6.	電子申請に当たっての添付資料および参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
7.	認定経営革新等支援機関による確認書として添付が必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 25
8.	金融機関による確認書として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26
9.	【加点※】緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓書として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27
1 0). 事業財務情報として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28
1 1	L. 決算書として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 29
1 2	2. 労働者名簿として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 30
1 3	3.【加点】協力金と固定費の比較として添付が必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 31
1 4	4. 【加点】中小企業再生支援協議会等から支援を受けていることを証明する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P32
1 5	5. 賃金引上げ計画の表明書として添付が必要な書類(大規模賃金引上枠のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P33
1 6	5. 事業場内最低賃金を示すために添付が必要な書類(最低賃金枠のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 34

第3回公募からの主な変更点

(1) 最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、業況が厳しく(※1)、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上(※2)の事業者について、補助率を3/4に引上げ(通常枠は2/3)、他の枠に比べて採択率を優遇する。

- (※1)通常枠の要件に加え、2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年比で30%以上減少
- (※2) 2020年10月から2021年6月の間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上
- (※3) 従業員数規模に応じ、補助上限額最大1,500万円

(2) 通常枠の補助上限額の見直し

最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、**従業員数が51人以上の場合**は、**補助上限を 最大8,000万円まで引上げる**(従前は最大6,000万円)。さらに、**従業員数が101人以上の場合**には、**補助上限を最** 大1億円とする(「大規模賃金引上枠」の創設(※))。

(3) その他の運用の見直し

① 売上高10%減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大する(※)。

(※) ただし、2020年9月以前を対象月とした場合、2020年10月以降売上高が5%以上減少していることを条件とする。

- ② 売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、<u>付加価値額の減少でも要件を満たす</u>こととする。
- ③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「<u>コロナ前に</u>製造等した実績がない」に改める。

第5回公募からの主な変更点

新事業売上高10%要件の緩和

- 事業再構築指針において定めている、事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、 総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件(新事業売上 高10%要件)について、付加価値額の15%以上でも認める。
- また、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上 高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満 たすこととする。

新事業売上高10%要件(現行)

3~5年間の事業計画期間終了後、**新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上**となる計画を 策定することが必要。

要件緩和の内容

3~5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等による**付加価値額(※)が総付加価値額の** 15%以上となる計画</u>を策定することでも要件を満たす。

(※)付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

また、2021年11月以前に終了する事業年度の<u>売上高が10億円以上</u>の事業者であって、事業再構築を行う<u>事業部門の売上高が3億円以上</u>である場合には、新事業の売上高が当該<u>事業部門の売上</u>高の10%以上でも要件を満たすこととする。

2. 補助対象経費の見直し(貸工場賃借料)

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、**貸工場の賃借料 についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用(貸工場の賃借料、貸工場への 移転費等)は補助対象経費総額の1/2を上限とする。

◆合計売上高で申請する場合

2020年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高とコロナ前を比較して10%以上減少している場合



2020年4月~9月のいずれかの月を起点とした、連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高とコロナ前を比較して10%以上減少している場合



*確定申告が済んでいない場合 売上台帳又はそれに相当する書類 (試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類)

【提出書類】 ※それぞれコロナ前後の書類が必要です 〈法人〉

- ①確定申告書別表一の控え(1枚)
- ②法人概況説明書の控え*(両面)
- ③受信通知(e-Taxで申告している場合)
- <個人事業主>
- ①確定申告書別表一の控え(1枚)
- ②所得税青色申告決算書の控え*(両面)
 - ※白色申告場合:月間売上がわかる売上台帳、帳面 その他の確定申告の基礎となる書類
- ③受信通知 (e-Taxで申告している場合)
- ●2020年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高とコロナ前を比較して10%以上減を満たす書類

【提出書類】 ※それぞれコロナ前後の書類が必要です

<法人>

- ①確定申告書別表一の控え(1枚)
- ②法人概況説明書の控え* (両面)
- ③受信通知 (e-Taxで申告している場合)

<個人事業主>

- ①確定申告書別表一の控え(1枚)
- ②所得税青色申告決算書の控え* (両面)
 - ※白色申告場合:月間売上がわかる売上台帳、帳面 その他の確定申告の基礎となる書類
- ③受信通知(e-Taxで申告している場合)
- ●2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高と コロナ前を比較して10%以上減を満たす書類
- ●2020年10月以降の連続する6か月のうち、

任意の3か月の合計売上高とコロナ前を比較して5%以上減を満たす書類

2種類の書類を提出

◆合計付加価値額で申請する場合

2020年10月以降の連続する6か月のうち、任 意の3か月の合計付加価値額とコロナ前を比較 して15%以上減少している場合



【提出書類】

- ①確定申告書別表一の控え
- ②月別の営業利益、人件費、減価償却費が確認できる 資料 (試算表等の確定申告の基礎となる書類)
- ●2020年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高 とコロナ前を比較して15%以上減を満たす書類

2020年4月~9月のいずれかの月を起点とした、連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額とコロナ前を比較して15%以上減少している場合



【提出書類】

- ①確定申告書別表一の控え
- ②月別の営業利益、人件費、減価償却費が確認できる 資料 (試算表等の確定申告の基礎となる書類)
- ●2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高と コロナ前を比較して15%以上減を満たす書類
- ●2020年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高 とコロナ前を比較して7.5%以上減少を満たす書類

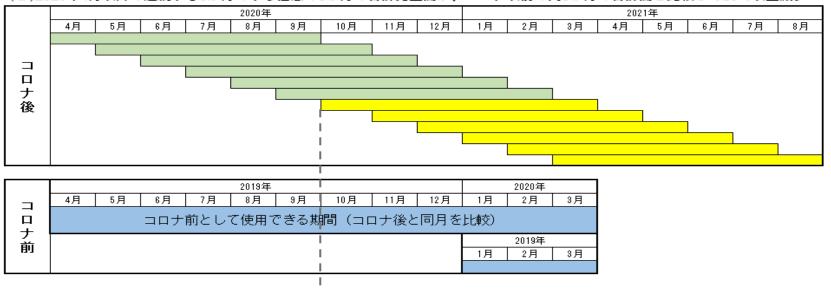
2種類の書類を提出

2020年10月以降の連続する6か月(黄色)の うち、任意の3か月の合計高とコロナ前を 比較して10%以上減少している場合

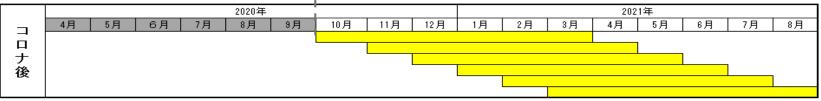


黄色 = 10%超えているのであれば、 10%以上減少を満たす資料のみ 提出すればよい

(a)2020年4月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計高と比較して10%以上減少



(b)2020年10月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計高と比較して5%以上減少



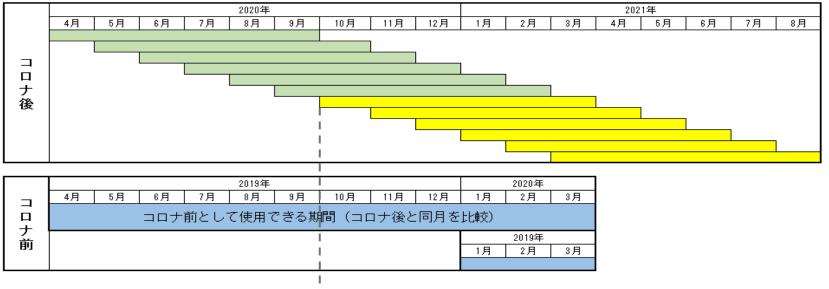
					2019年						2020年	
I ¬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	コロナ前として使用できる期間(コロナ後と同月を比較)											
									2019年			
前										1月	2月	3月

2020年4月~9月のいずれかの月(緑色)の売上高をひと月でも選択した場合



10%以上減少を満たす資料と 5%以上減少を満たす資料の**2つ**を提出

(a)2020年4月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計高と比較して10%以上減少



(b)2020年10月以降の連続する6か月のうち任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計高と比較して5%以上減少



2019年											2020年	
_	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<u>-</u>	コロナ前として使用できる期間 (コロナ後と同月を比較)											
前											2019年	
ניפ										1月	2月	3月

2020年4月~9月のひと月でも選択した場合、10%と5%を満たすことが分かる書類が必要です。

例)8/11/12月を選択

2020年4月~9月のひと月でも選択した場合

a

2020年4月以降の連続する 6か月間のうち、 任意の3か月

2020年10月以降 の連続する6か月の	西暦年月		西暦年	西暦年月		拝月	合計
うち任意の3か月	2020年	8月	2020年	11月	2020年	12月	
売上高	4,500,000円		5,500,000円		6,000,000円		16,000,000円
コロナ以前の 同3か月	2019年	8月	2019年	11月	2019年	12月	
売上高	5,000,000円		6,000,000円		7,000,000円		18,000,000円
売上高減少率(%)	10.0%		8.3%		14.3%		11.1%

該当月の売上高合計が10%以上減少をしていること

b

2020年10月 以降の連続する 6か月間のうち、 任意の3か月

2020年10月以降の 連続する6か月のうち 任意の3か月	西暦年月		西暦	西暦年月		年月	合計
	2020年	10月	2020年	11月	2020年	12月	
売上高	売上高 4,700,000		0円 5,700,000円		6,600,000円		17,000,000円
コロナ以前の 同3か月	2019年	10月	2019年	11月	2019年	12月	
売上高	5,000,000円		6,000	6,000,000円		000円	18,000,000円
売上高減少率(%)	6.0%		5.0%		5.7%		5.6%

1. 売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 【法人(申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合)】

申請時書類:コロナ前後で売上高減少を証明する書類

申請者:「法人」 (例)

・申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合

必要書類は 《提出必須書類①》~ 《提出必須書類③》

申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ前:2019年10月~12月

申請に用いる仟意の3か月(コロナ後):2020年10月~12月

法人決算月が11月(決算書:前年12月~翌年11月)

《提出必須書類①》決算が確定した年度の確定申告書別表一の控え

売上高減少要件 <売上高減少の内訳>



ここからは申請時点 未決算 (2021年11月が決算月)

2020年10月 以降の連続す	西暦年月		西暦年月		西暦年月		合計
る6か月のうち 任意の3か月	2020年	10月	2020年	11月	2020年	12月	
売上高	4,500,000円		5,500,000円		6,000,000円		16,000,000円
コロナ以前の 同3か月	2019年	10月	2019年	11月	2019年	12月	
売上高	5,000,000円		6,000,0	6,000,000円		000円	18,000,000円
売上高減少率 (%)	10.0%		8.3%		14.3%		11.1%

該当月の売上高合計が**10%以上減少**をしていること

《確定申告書別表一の控え》



選択した期間の内決算完了した月がすべて含まれている

(2019年10月~12月(3か月分)および2020年10月 ~11月(2か月分)が分かる) コロナ前、コロナ後2年分 の書類を添付する

決算で確定した年月での書類

コロナ前、コロナ後の売上高減少を 確認できる年月分の決算受付済 み書類控え

【法人(申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合)】

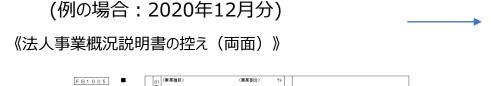
《提出必須書類②》決算が確定した年度の法人事業概況説明書の控え(両面)

《提出必須書類③》決算が確定していない月の売上台帳又は確定申告の基礎となる書類 《詩

《売上台帳》

様式は問いません

確認できる売上台帳



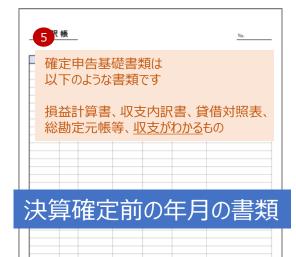


又は

決算する前の年月の月別売上が

事例の場合:2020年12月

《確定申告の基礎となる書類》



法人概況1枚目の売上高と2枚目の売上金額の合計が一致すること

※3事業以上行っていて合計が一致しない場合には、別途売上台帳を提出してください

2. 売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 【法人(申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合)】

申請時書類:コロナ前後で売上高減少を証明する書類

申請者:「法人」 (例)

・申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合

申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ前:2020年1月~3月

申請に用いる任意の3か月(コロナ後):2021年1月~3月

法人決算月が3月(決算書:前年4月~翌年3月)

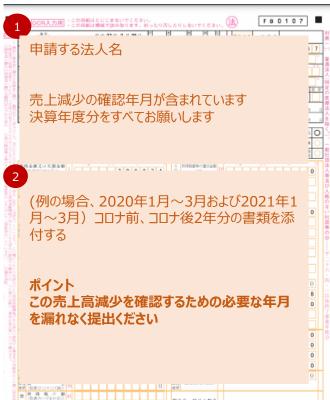
《提出必須書類①》コロナ前後それぞれの年度の確定申告書別表一の控え

売上高減少要件 <売上高減少の内訳>

2020年10月以降の連続する6か月の	西暦年月		西暦年月		西暦年月		合計
うち任意の3か月	2021年	1月	2021年	2月	2021年	3月	
売上高	500,000円		600,000円		800,000円		1,900,000円
コロナ以前の 同3か月	2020年	1月	2020年	2月	2020年	3月	
売上高	1,000,000円		900,000円		1,100,000円		3,000,000円
売上高減少率 (%)		33.33%		27.27%		36.67%	

必要書類は 《提出必須書類①》、 《提出必須書類②》

《確定申告書別表一の控え》



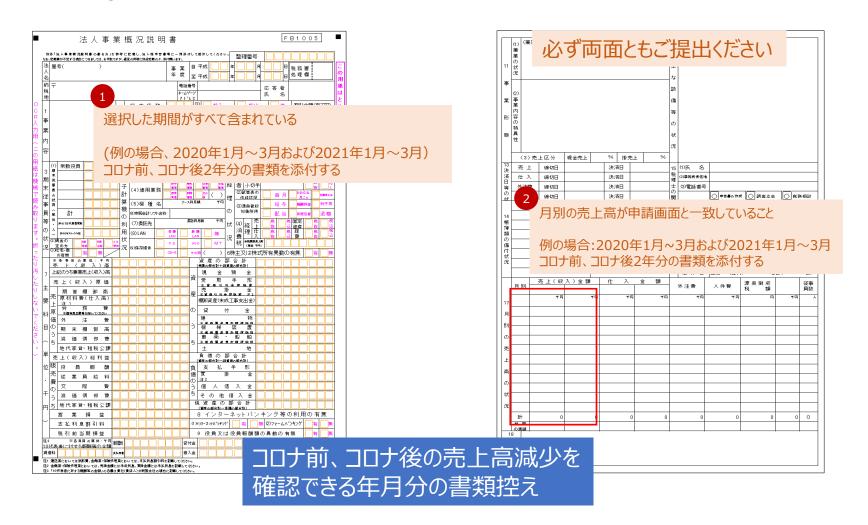
コロナ前、コロナ後の売上高減少を確認できる 年月分の決算受付済み書類控え

該当月の売上高合計が10%以上減少をしていること

0

2. 売上高減少(付加価値額)について添付が必要な書類 【法人(申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合)】

《提出必須書類②》コロナ前後それぞれの法人事業概況説明書の控え



法人概況1枚目の売上高と2枚目の売上金額の合計が一致すること

※3事業以上行っていて合計が一致しない場合には、別途売上台帳を提出してください

【個人事業主(申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合)】

申請時書類:コロナ前後で売上高減少を証明する書類

申請者:「個人事業主」 (例)

・申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合

申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ前:2019年11月~2020年1月

申請に用いる任意の3か月(コロナ後):2020年11月~2021年1月

決算月が12月(決算書:1月~12月)

《提出必須書類①》決算が確定した年度の確定申告書第一表の控え

売上高減少要件 <売上高減少の内訳>

ここから未決算月 ここで決算 (2021年1月が決算月) $(2020/1\sim2020/12)$

·								
2020年10月以 降の連続する	西暦年月		西暦年月		西暦年月		合計	
6か月のうち任意 の3か月	2020年	11月	2020年	12月	2021年	1月		
売上高	4,500,000円		5,500,000円		6,000,000円		16,000,000円	
コロナ以前の 同3か月	2019年	11月	2019年	12月	2020年	1月		
売上高	500,000円		600,00	600,000円		0円	1,800,000円	
売上高減少率 (%)	10.0%		8.3%		14.3%		11.1%	

該当月の売上高合計が10%以上減少をしていること

必要書類は 《提出必須書類①》~ 《提出必須書類③》

《確定申告書第一表の控え》

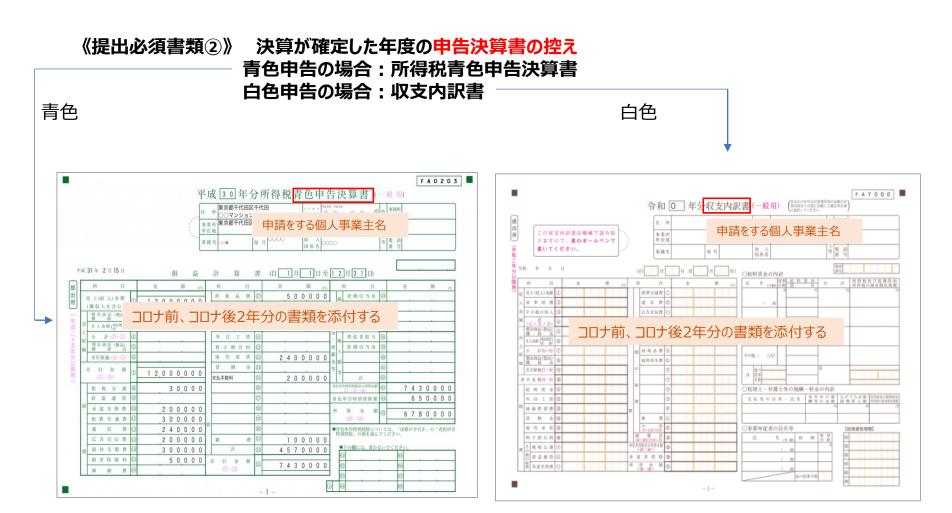


決算で確定した年月での書類

コロナ前、コロナ後の売上高減少を 確認できる年月分の決算受付済み 書類控え

勤労学生、障害者技能

【個人事業主(申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合)】



コロナ前、コロナ後の売上高減少を確認できる年月分の決算受付済み書類控え

【個人事業主(申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合)】

《提出必須書類③》コロナ前後それぞれの月間売上が確認できる書類

青色申告の場合:所得税青色申告決算書の2ページ目および

決算がまだ終わっていない月の売上台帳又は確定申告の基礎となる書類

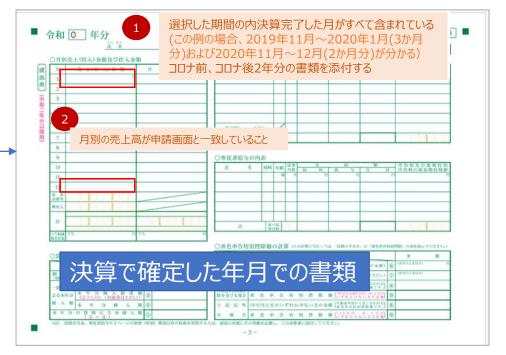
白色申告の場合:選択したすべての期間を含む

売上台帳又は確定申告の基礎となる書類

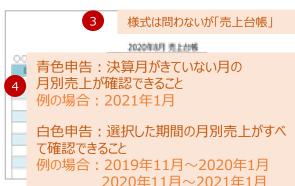
青色 白色

青色

《所得税青色申告決算書2ページ目》



《売上台帳》



又は

《確定申告の基礎となる書類》



4. 売上高(付加価値額)減少について添付が必要な書類 【個人事業主(申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合)】

申請時書類:コロナ前後で売上高減少を証明する書類

(例) 申請者:「個人事業主」

・申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合

申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ前:2019年10月~12月

申請に用いる任意の3か月(コロナ後):2020年10月~12月 決算月が12月(決算書:1月~12月)

《提出必須書類①》コロナ前後それぞれの年度の確定申告書第一表の控え

売上高減少要件 <売上高減少の内訳>

2020年10月 以降の連続する	西暦年月		西暦年月		西暦年月		合計
6か月のうち任 意の3か月	2020年	10月	2020 年	11月	2020 年	12月	
売上高	4,500,000円		5,500,000円		6,000,000円		16,000,000円
コロナ以前の 同3か月	2019年	10月	2019 年	11月	2019 年	12月	
売上高	500,000円		600,000円		700,000円		1,800,000円
売上高減少率 (%)	10.0)%	8.3%		14.3%		11.1%

該当月の売上高合計が10%以上減少をしていること



《確定申告書第一表の控え》

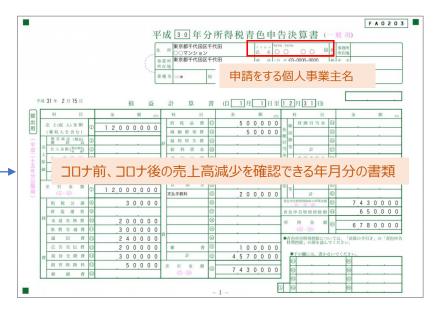


【個人事業主(申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合)】

《提出必須書類②》コロナ前後それぞれの申告決算書の控え

青色申告の場合:所得税青色申告決算書

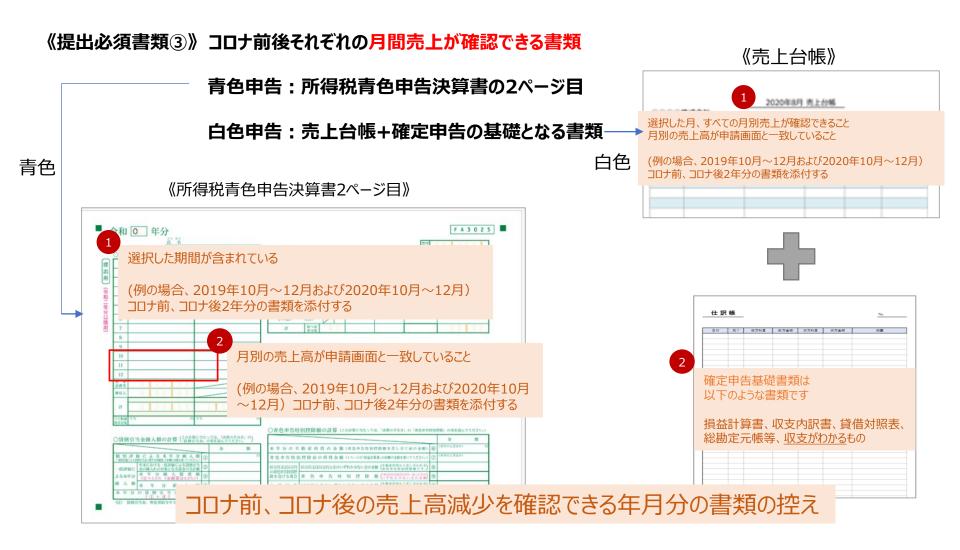
白色申告の場合:収支内訳書





決算で確定した年月で売上高確認の書類

【個人事業主(申請に用いる任意の3か月すべての決算が確定している場合)】



4'. 付加価値額減少について添付が必要な書類

【売上高を付加価値額で代用する場合の付加価値額を証明する資料】

《提出必須書類※付加価値額で代用する場合の証明書類》

試算表等の確定申告の基礎となる書類の添付が必要

例)試算表

試算表									
勘定科目	金額	勘定科目	金額						
現金		支払手形							
当座預金		買掛金							
		/# 1 ^							

コロナ前、コロナ後の付加価値額減少を確認できる年月分の書類

売掛金	預り金	
有価証券	貸倒引当金	
棚卸資産	事業主借	
前払金	元入金	

- ★以下の項目が確認できること
- ①月別の営業利益
- ②人件費
- ③減価償却費(期中に購入した設備等の減価償却 費については、購入した日から決算日までを月数で按 分した金額)

进1言實		
広告宣伝費		
接待交際費		
提生伊险料		

申請に用いる任意の3か月の付加価値額の算出の根拠となる箇所に下線を引いてください

THE THIS EDIVICACEVI					
給料賃金					
外注工賃					
利子割引料					
地代家賃					
貸倒金					
新聞図書費					
維費					
貸倒引当金繰入額					
会計		会計			

<人件費について>

(法人の場合)

以下の各項目のすべてを含んだ総額を人件費とします。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの。)
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び 賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引 当金繰入れ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費 で処理した場合のその費用

ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

(個人事業主の場合)

青色申告決算書(損益計算書)上で以下の費目が人件 費に該当します(丸数字は、所得税申告決算書の該当番 号です)。

福利厚生費+給料賃金(19+20)

(白色申告: 収支内訳書上では、給料賃金(11)及び福利厚生費 (ル)が人件費に該当します。)

- ※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である® 専従者給与(=ご家族の方等のお給料)および®青色申告特別控 除前の所得金額(=事業主個人の儲け)の2項目を「人件費」に算 入せずに計算します。
- ※青色申告決算書、収支内訳書に記載の人件費は年間の人件費の 証明となりますので、別途月別の人件費等が記載された書類が必要と なります。

5. 売上高(付加価値額)減少を証明する書類を代替する場合に添付が必要な書類

代替可能な添付書類

	必要書類		代替可能書類
法人	_		
コロナ前 ※	確定申告書別表一の控え+法人事業概況説明書	\Rightarrow	税理士による署名押印済みの 事業収入証明書のみで代替可能
コロナ後	確定申告書別表一の控え+法人事業概況説明書	\Rightarrow	売上台帳または それに相当する書類 (試算表、帳面、その他、確定申告 の基礎となる書類)
個人			
コロナ <mark>前</mark> ※	《青色申告の場合》 確定申告書第一表の控え+所得税青色申告決算書 《白色申告の場合》 確定申告書第一表の控え+売上台帳+確定申告基礎書類	\Rightarrow	税理士による署名押印済みの 事業収入証明書のみで代替可能
コロナ後	《青色申告の場合》 確定申告書第一表の控え+所得税青色申告決算書 《白色申告の場合》 確定申告書第一表の控え+売上台帳+確定申告基礎書類	\Rightarrow	売上台帳または それに相当する書類 (試算表、帳面、その他、確定申告 の基礎となる書類)

※本事業におけるコロナ前:2019年又は2020年1月~3月

コロナ後: 2020年4月以降

5. 売上高(付加価値額)減少を証明する書類を代替する場合に添付が必要な書類

15%以上減少)

代替可能な添付書類添付場所

売上高減少要件の書類と同様に以下の場所 に登録してください

> 2020年10月以降でコロナ以前と比べ て売上高が10%以上減少したことを 示す書類

(グローバルV字回復枠は売上高が 15%以上減少)

コロナ以前と比べて売上高が5%以上 減少したことを示す書類

2020年10月以降でコロナ以前と比べ ○30 法人:申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の て売上高が10%以上減少したことを 売上が分かるすべての年度の確定申告書別表一の控え (由請に用いた任意の3か月が決算を除ぐ場合は複数年度になります) (グローバルV字回復枠は売上高が ファイルの選択 ファイルが選択されていません 發級 ある 法人:提出した確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え(両面) ※申請に用いる任意の3か月の月単位の売上高がすべてわかる書類が必要です ファイルの選択 ファイルが選択されていません 必須 法人:申請に用いる任意の3か月(2020年又は2021年)の売上がわかる確定申告書別表一の控えもしく は、確定申告が済んでいない場合、申請に用いた月単位の売上高がわかる書類(売上台帳等) ※「売上台帳等」を添付いただく場合、試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類の添付が必要とな ります。 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 發級 必須 法人:上記の確定申告書と同年度の法人事業概況説明書の控え(両面) ※申請に用いた任意の3か月の月単位の売上高がすべてわかる書類が必要です ファイルの選択 ファイルが選択されていません 個人事業主:申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月 の売上が分かるすべての年度の確定由告書別表一の控え (申請に用いた任意の3か月が決算を跨ぐ場合は複数年度になります) ファイルの選択 ファイルが選択されていません 個人事業主:提出した確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え ファイルの選択 ファイルが選択されていません 個人事業主:申請に用いる任意の3か月(2020年又は2021年)の売上がわかる確定申告書第一表の控えもしく は、確定申告が済んでいない場合、申請に用いた月単位の売上高がわかる書類(売上台帳等) ※「売上台帳等」を添付いただく場合、試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類の添付が必要とな ります。 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 個人事業主:上記の確定申告書と同年度の月別売上の記入のある所得税責色申告決算書の控え ファイルの選択 ファイルが選択されていません 受信通知 (e-Taxで申告している場合のみ) ファイルの選択 ファイルが選択されていません 登録 申請に用いる任意の3か月の比較対象となるコロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の月別の営業 利益、人件費、減価償却費(期中に購入した設備等の減価償却費については、購入した日から決算日までを月 数で按分した金額)がわかる資料(試算表等の確定申告の基礎となる書類) ※申請に用いる任意の3か月の付加価値額の算出の根拠となる箇所に下線を引いてください。 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 申請に用いる任意の3か月(2020年又は2021年)の月別の営業利益、人件曹、減価償却曹(期中に購入した設備 等の減価償却費については、購入した日から決算日までを月数で按分した金額)がわかる資料(試算表等の確

※由請に用いる任意の3か月の付加価値額の算出の根拠となる箇所に下線を引いてください。

定申告の基礎となる書類)

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

6. 電子申請に当たっての添付資料および参考資料

事業再構築補助金のホームページにある書類の案内

(https://jigyou-saikouchiku.jp/) ←左のURLをクリック



上記画像の赤枠「資料ダウンロード」内に「電子申請に当たっての添付資料および参考資料」に申請時に必要な書類があります。



掲載されている書類名

- ①電子申請入力項目:準備中(Word)
- ②認定経営革新等支援機関による確認書(Word)
- ③金融機関による確認書(Word)
- ④緊急事態宣言の影響によることの宣誓書(Excel)
- ④緊急事態宣言の影響によることの宣誓書(見本)(PDF)
- ⑤補助対象経費理由書(Word)
- ⑤補助対象経費理由書(見本)(PDF)
- ⑥売上高減少に係る証明の特例(PDF)
- ②賃上げ表明書(Word)
- ⑧最低賃金確認書(Excel)

7. 認定経営革新等支援機関による確認書として添付が必要な書類

提出必須書類:認定経営革新等支援機関による確認書

事業再構築補助金のホームページの

電子申請に当たっての添付書類および参考資料 電子申請入力項目 認定経営革新等支援機関による 確認書(Word) (Word) 更新日: 2021/04/13 更新日: 2021/08/30 金融機関による確認書 緊急事態宣言の影響によることの 宣誓書 (Excel) (Word) 更新日: 2021/04/13 更新日: 2021/08/27 緊急事態宣言の影響によることの 補助対象経費理由書 宣誓書記入見本 (PDF) (Word) 更新日: 2021/08/27 更新日: 2021/04/02 補助対象経費理由書記入見本 賃上げ表明書 (PDF) (Word) 更新日: 2021/04/02 更新日: 2021/08/27 最低賃金確認書 (Excel) 更新日: 2021/08/20

認定経営革新等支援機関に作成を依頼してください。

確認書の記載者は認定経営革新等支援機関です。 事業者名は申請する法人・個人事業主です。



8. 金融機関による確認書として添付が必要な書類

申請時書類:金融機関による確認書 *申請補助金額3,000万円を超える場合は必須

事業再構築補助金のホームページの



金融機関に作成を依頼してください

金融機関が認定支援機関も兼ねている場合は、

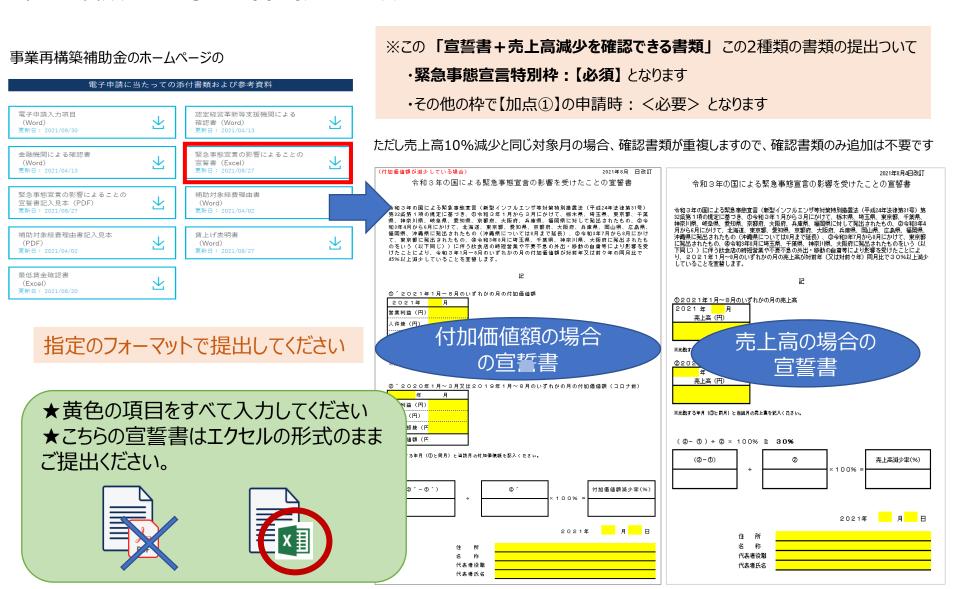
認定経営革新等支援機関による確認書での提出をお願いします。

- *申請補助金額3,000万円を超える場合は必須
- *認定経営革新等支援機関が金融機関の場合は不要



9. 【加点※】緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓として添付が必要な書類

申請時書類:緊急事態宣言の影響を受けたことの宣誓書



10. 事業財務情報として添付が必要な書類

申請時書類:事業財務情報

経済産業省ミラサポplus にてGビズIDでログインし、「電子申請サポート」より作成する (https://mirasapo-plus.go.jp/) ←左のURLをクリックする

※必ず指定のフォーマットで提出してください(独自フォーマットや、独自にアレンジした資料の添付はご遠慮ください)

タイトル未入力 タイトルへ事業者名を入力してくた	1:04			
最終更新:2021/04/18 11:04				
事業基本情報 事業財 務情報 事業株主 事業役員	事業所			
事業財務情報 「事業財務情報」のページを提出してく ※他のページを提出しないようご注意く				
[*]の項目は 次100//一クで促出しないようと注意へ	/CCV1			
直近				
貸借対照表 (資産の部)				
流動資産				
*現金及び預金	¥4,882,175			
*受取手形	¥0			
*売掛金	¥11,610			
金額が入力されているかを確認して下さい	¥0			
*棚卸資産	¥178,676			
前払金	¥263,450			
短期貸付金	¥0			

11. 決算書として添付が必要な書類

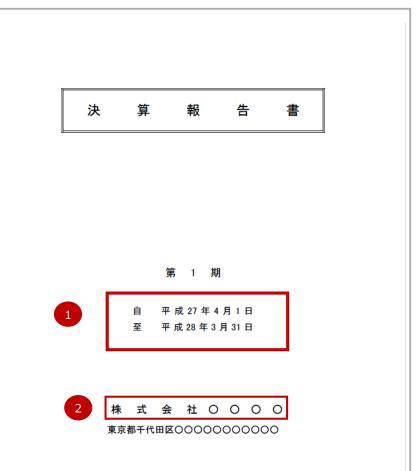
申請時書類:決算書(法人の場合のみ)※直近2年分若しくは1期分の添付が必要です

【決算書の提出ができない法人】 事業計画書及び収支予算書の提出

★注意点

- ・データにパスワードはかけない
- ・不鮮明ではないか
- ・白紙になっていないか

個人事業主の場合は、提出不要です



決算報告書の事業者名と申請者名が一致していることを確認してください。

12. 労働者名簿として添付が必要な書類

申請時書類: 労働者名簿

*【卒業枠、グローバルV字回復枠】のみ不要

労働基準法に基づく労働者名簿の写し 《添付書類の例》 全従業員が分かるものを提出してください

労 働 者 名 簿

表題が「労働者名簿」になっている資料を提出してください

日 2015/0/17

○×△プロジェクトに従事する労働者を以下の通り申請いたします

作業日:2015/9/20

必ずNoを入れてください

	_				作成日 2015/9/1	17	
No	カ ナ 氏 名	生年月日	年齢	性別	備考		
1.	ヤマダ タロウ 山田 太郎	H8.4.1	19	男			
2.							
3.	従業」	員の人	数が	申請	画面と一致して	· U	いること
4.	※役」	員は人	数に	含み	ません		
5.							
6.							
7.					※労働者名簿(_ _	該当する者がいない場合
8.							
9.					→従業員がい 添付してくだ。	_	い旨を記載した書類を
10.					ツベルコ 〇 Cノ/での		VI
11.							

13. 【加点】協力金と固定費の比較として添付が必要な書類

申請時書類:固定費/協力金の受給に係る証明書

*緊急事態宣言特別枠【任意】

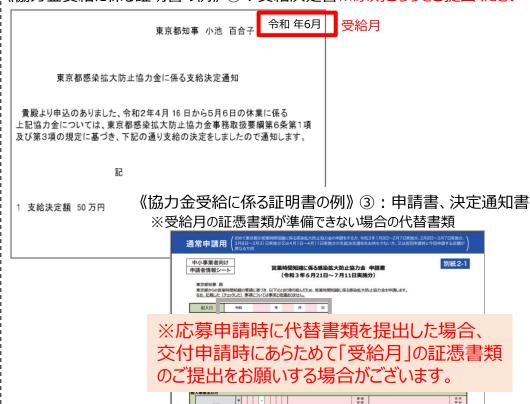
2021年1月~9月のいずれかの月の固定費が同月に受給した協力金の額を上回ることを証明する書類を提出してください

※雇用調整助成金、一時支援金、家賃支援金は、協力金ではありません

《固定費に係る証明書の例》(1):固定費



「《協力金受給に係る証明書の例》②:支給決定書※原則こちらをご提出ください



14. 【加点】中小企業再生支援協議会等から支援を受けていることを証明する書類

申請時書類:・中小企業再生支援協議会等による確認書(事業者名)

対象となる方・・・

- (1) 再生計画等を「策定中」
- (2) 再生計画等を「策定済」かつ公募終了日から遡って3年以内に再生計画等が成立等している

【注意事項】

- ※1 確認書は中小企業再生支援協議会等が発行しますので、ご自身の支援団体にご相談ください。
- ※2 なお、I. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び、
 - II. 株式会社地域経済活性化支援機構より支援を受けた事業者については、※1とは異なり、すでにI.及びII.より手交等されている以下の資料を提出してください。
 - Ⅰ.株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第4項に基づく通知(支援決定通知)の写しⅡ.株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に基づく通知(再生支援決定通知)の写し

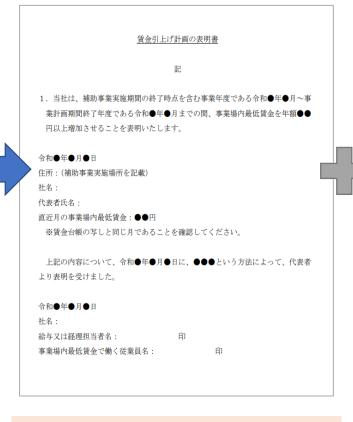
15. 賃金引上げ計画の表明書として添付が必要な書類(大規模賃金引上枠のみ)

申請時書類:賃上げ表明書+従業員すべてが分かる賃金台帳(又はそれに相当する書類)

電子申請に当たっての添付書類および参考資料 電子申請入力項目 認定経営革新等支援機関による 確認書 (Word) (Word) 更新日: 2021/08/30 更新日: 2021/04/13 金融機関による確認書 緊急事態宣言の影響によることの 宣誓書 (Excel) (Word) 更新日: 2021/04/13 更新日: 2021/08/27 緊急事態宣言の影響によることの 補助対象経費理由書 宣誓書記入見本 (PDF) (Word) 更新日: 2021/08/27 更新日: 2021/04/02 補助対象経費理由書記入見本 賃上げ表明書 (PDF) (Word) 更新日: 2021/04/02 更新日: 2021/08/27 最低賃金確認書 (Excel) 更新日: 2021/08/20

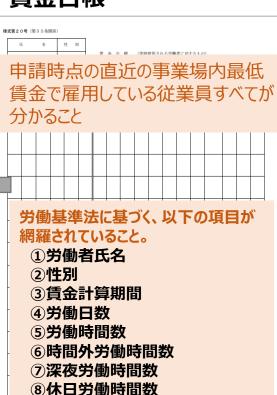
事業再構築補助金のホームページの

賃上げ表明書



指定のフォーマットで提出してください

従業員すべてが分かる 賃金台帳



⑨基本給や手当などの種類と額

⑩控除の項目と額

16. 事業場内最低賃金を示すために添付が必要な書類(最低賃金枠のみ)

申請時書類:最低賃金確認書+従業員すべてが分かる賃金台帳(又はそれに相当する書類)

最低賃金確認書

最低賃金の算出時に所定外給与(時間外勤務手当、

休日出勤手当、深夜勤務手当等)は含みません。

相当する書類) 事業再構築補助金のホームページの 指定のフォーマットで提出してください 電子申請に当たっての添付書類および参考資料 明細①~②から作成し、すべての黄色の箇所を漏れなく入力してください。 機式第20号(第55条開係) 最低賃金要件に関する確認書 ①対象となる3か月分が分か 電子申請入力項目 認定経営革新等支援機関による 年 月 日 るものであること (Word) 確認書 (Word) ②最低賃金+30円以内の 更新日: 2021/08/30 更新日: 2021/04/13 名称 従業員すべてがわかること 代表者役職 代表者氏名 金融機関による確認書 緊急事態宣言の影響によることの (Word) 宣誓書 (Excel) 以下のとおり、最低賃金要件を満たすことを証明します。 更新日: 2021/04/13 更新日: 2021/08/27 労働基準法に基づく、以下の ★全シートの黄色の項目をすべて入力し 緊急事態宣言の影響によることの 補助対象経費理由書 項目が網羅されていること。 宣誓書記入見本 (PDF) (Word) てください 更新日: 2021/08/27 更新日: 2021/04/02 ① 労働者氏名 ★こちらの最低賃金確認書はエクセルの ②性別 補助対象経費理由書記入見本 賃上げ表明書 ③賃金計算期間 形式のままご提出ください。 (PDF) (Word) 4) 労働日数 更新日: 2021/04/02 更新日: 2021/08/27 ⑤ 労働時間数 ⑥時間外労働時間数 最低賃金確認書 ⑦深夜労働時間数 (Excel) 更新日: 2021/08/20 ⑧休日労働時間数 ⑨基本給や手当などの種類と額 ⑩控除の項目と額 ※明細①~③記載時の注意

34

従業員すべてが分かる

賃金台帳(又はそれに